

高岡地区広域圏事務組合請負工事成績評定要領

高岡地区広域圏事務組合請負工事の監督及び検査等に関する規程（平成10年高岡地区広域圏事務組合規程第2号）においてその規定の例によることとされる高岡市請負工事の監督及び検査等に関する規程（平成17年高岡市訓令第17号）第23条に規定する工事成績の評定については、高岡市請負工事成績評定要領の例による。

附 則

この要領は、平成10年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月20日から施行する。